

## 変体漢文のヨミに関する私見 ―読み上げという観点から―

加藤 秀太

キーワード 変体漢文 平安・院政期 読み上げと黙読 事書と結詞 言語生活史

### 一、はじめに

亀井(二九五七)が「古事記はヨメるか」という問題提起をして以来、変体漢文<sup>注一</sup>が日本語文としてヨメるのか、或いは、変体漢文は情報<sup>注二</sup>の記録に過ぎず、一つの日本語文としてヨメないのか、ということが様々な研究者によって論じられてきた。

本稿では、この問題について、表記された変体漢文の言語的特徴からだけではなく、変体漢文がどのように読まれていたか、という言語生活的な観点を導入することによって考察を加える。

古記録や古文書などに使用されている変体漢文自体からは、その言語的な特徴がわかるが、それ自体がどのようなヨミを有していたのかを理解することは難しい。音読と訓読の別、助詞・助動詞などの補読の有無等も含めた変体漢文のヨミについては古記録や

故実書、辞書類、訓点資料などの他の資料を参照しなければならぬ。しかし、変体漢文のヨミに関する資料が非常に少ないことによつて、変体漢文のヨミを考えることは容易ではない。またそもそもとして、変体漢文が日本語文に還元されることを前提としていない表記体であるならば、そこにヨミを求めることはできない。

そのようにして考えると、まず変体漢文がヨミを重視していたか否かについて明らかにすることが重要である。

そこで本稿では、変体漢文のヨミそのものについてではなく、変体漢文が読み上げられていたか否かに着目した。なぜなら、変体漢文が読み上げられていたのであれば、変体漢文には何かしらのヨミを有していたことになるからである。そして、そのヨミに関する記述を確認することによって、変体漢文のヨミが重視されていたか否かについて考察する。

しかし、変体漢文の読み上げを考えるに先立って、当時の読み上げ全体について理解する必要がある。よって、平安・院政期の読み上げについて考察を加えた後に、変体漢文のヨミについて考える。

まず第二節では用語の整理を行う。第三節では、変体漢文がヨメるか否かについての先行研究をまとめめる。第四節では、読み上げと黙読に関する先行研究をまとめめる。それらを踏まえて、変体漢文における「読」字が読み上げを、「見」字が黙読を意味するということを確認する。第五節では、変体漢文資料が読み上げられていたことを実例を挙げながら確認する。第六節では、変体漢文のヨミが明示されている例とされていない例を確認する。そして、変体漢文が漢字表記の本行のみではヨミを明示できないこと、ヨミを明示するためには仮名を交える必要があること、などを結論づける。

## 二、用語の整理

論に先立ち、用語間での意味の混同を避けるために、関係する用語を確認しておく。これは主として、「音読」という術語を使用した場合に、「漢字を漢字音で読むこと」と、「文章などを声に出して読むこと」とを混同させず、区別する必要があるためである。以下に関連する用語についてまとめる。

- ・ 読む 文字や文章などを視覚によって認識し、その意味を理解する行動全般のこと。音声の有無や音訓の別、補読などを問題としない。

- ・ 読み上げる 実際の音声を伴って文字や文章を理解・表現すること。対義語は「黙読する」。

- ・ 黙読する 実際の音声を伴わないで文字や文章を理解すること。声を発せず唇を動かす「唇読」や、他人に聞かせない意識での小声で呟きながら読み上げていた可能性は否定しがたい。対義語は「読み上げる」。

- ・ 訓読する 漢字を和訓で読むこと。対義語は「音読する」。
- ・ 音読する 漢字を漢字音で読むこと。対義語は「訓読する」。

- ・ ヨム 変体漢文や漢字を、活用語尾や助詞・助動詞の有無、補読なども含めて、日本語文として復元（構築）することを指す<sup>注二</sup>。

ヨミは漢字が読み上げられる時に顕在化する。実際の音声を伴う際には、何らかのヨミを音声化しているからである。これに対して、黙読した場合には、漢字を音読したのか、訓読したのか、何を補読したのか、つまり、どのようなヨミであったのかがわからない。或いはそもそもとして、日本語文を想起してない可能性すらある。

## 三、変体漢文のヨミに関する先行研究

変体漢文がヨメるか否かという問題についての先行研究は複数ある。それらの研究は田中(二〇一九)の序論・第一章・第八節にまとめ

られている。田中(二〇二)によると、亀井(二五七)が「変体漢文はヨメる——よめる(Ⅱ文意が理解できる)ものではあっても、ヨメる(Ⅱ特定の語・文に復元できる)ものであるか」という問題を提起して以来、「研究者間で見解が一致していない」という。

そして、完全には無理だとしても、かなりの程度まではヨメるであらうとする立場として、『古事記』を対象としている小林(九六二)や、平安時代の古記録を対象としている峰岸(二六六)の説を引用している。反対に、「変体漢文は後で見て意味(文章内容)が判ればそれで良かったのであって、特定の日本語文に復元され得るような表記形態ではなかった」とする立場として、「法隆寺金堂薬師仏光背銘」を対象としている小松(一九八)や、二種の訓点本が存する『将門記』を対象としている船城(二〇二)の説を引用している。なお、これに加えて、『古事記』を対象としている亀井(二五七)もこちらの立場であり、「完全はかたちではヨメない。しかし、訓で書いてあるからには、よめる」としている。

これらの説について、田中(二〇二)は、両者の主張は「変体漢文は訓読されるべきものとして書かれた否か」という点に集約できるとする。その上で、「驚」字の「目を覚まさせる」という意味や、「浅猿」「穴賢」などの宛字はヨミがわからなければ、読めない(文意が理解できない)として、変体漢文は、少なくとも単語レベルではヨメるという立場をとる。

以上、田中(三〇二)も含め、これまでの先行研究はそれぞれ、『古事記』や「法隆寺金堂薬師仏光背銘」などの上代の資料から、古記

録・古文書などの平安時代末・鎌倉時代の資料まで、時代に幅もあり、文学性が高い資料から実用性の高い資料まで資料性も異なるものを対象としている。このことも、見解が一致していない理由の一つであろうと考える。また、ヨメるか否かについては、表記や訓点などの言語的特徴に着目して論じていることが多いが、変体漢文で表記された資料自体が当時の人たちにどのように読まれて利用・享受されていたかについてはあまり論じられていない。

よって、対象とする時代を平安・院政期に絞り、資料も実用的な古文書・古記録に絞ることにする。そして、変体漢文の当時の扱われ方、つまり変体漢文の読み上げに関する記述について検討するという視点を導入することが、この問題を考える上で有効であると考ええる。

#### 四、平安・院政期の変体漢文における「読」と「見」

まず、平安・院政期における、文章を読み上げるといふ行為について理解する必要がある。よって、読み上げと黙読について、先行研究を整理しながら考察する。

##### 四・一、先行研究の整理と検討

神谷(一九三)初出(一九七六)は平安時代の仮名文学作品の実例を検討した上で、「よむ」は用法がせまく、経や漢詩文、和歌にかざられるが、手紙などを「よむ」のは、本人が別人に読みきかせる場合、つ

まり読み上げを意味するということ、それに対して、一般に「ふみ・日記・物語」などについて広く用いられるのは「みる」であることを明らかにしている。ただし、「みる」が、即ち黙読を意味していたとは断定せず、人に聞き取られない大きさの声で呟いて読んでいた可能性も考慮している。また、これを、承けた宮島(一九〇も同様に、「みる」は一般に黙読であり、「よむ」は音読(※筆者注…読み上げ)でも黙読でもかまわない」としている。橋元(一九九、二〇〇四)も同じく、平安時代の仮名文学作品の用例から、「読む」系動詞が読み上げを意味し、「見る」系動詞が黙読を意味しているという結論に達している。

反対に、増田(一九三)は当時の黙読に関して否定的な立場をとる。増田(一九三)は読み上げの例に比して黙読の例はまだ議論されていないとして、「古代において一般に書物を黙読するという習慣があったかという点」について考察を加えている。そして、「古代においては音読が普通であった」として、平安時代末期の古記録『台記』の読書に関する記述を引用している。しかし、筆者は『台記』の例からは当時の黙読を否定することはできないと考える。

まず、増田(一九三)は(一)から「御覧のような書は、さすがに頼長も記憶できずに藤原友業の言をいれて中止した。これらがいずれも黙読であり得ないことは明らかであろう」と断じている。

(二) 余退出帰家之後、**見**『御覧』卷第一百三十八了。日来以此

書入車中**見**之。将**見**之。問成佐、答云、「可」。又問友業、答云、

「『御覧』者臨時**見**之可也、雖見首尾難覚也」。余従成佐之議**見**

**之**、一無覚、百三十八卷之中不過十。「不慎其前悔其後」、此之謂乎。友業之言是也。因今廢『御覧』学(後略)

〔『台記』康治二年(二四三)九月二十九日条〕注三

(一)は、「私(藤原頼長)は御前を退出して帰宅した後、『(太平)御覧』卷第一百三十八を「見」おわった。数日間この書を車の中に入れて「見」ていた。『御覧』を「見」ようとしたときに、このこと(車中で「見」ること)について成佐に問うと、成佐は「可」と答えた。また友業に問うと、「『御覧』はふさわしい時を設けて「見」るべきです。(車中で)最初から最後まで「見」たとしても覚えることは難しいです」と答えた。私は成佐の主張に従って、『御覧』を「見」た。一つとして覚えなかった。(これまで「見」たのは)百三十八巻の中の十(項目)も過ぎない。「その前を慎まざして、その後を悔ゆ」とは、このことを言うのだなあ。友業の言ったことは正しかったのだ。だから今は『御覧』の学習は止めている」という内容である。この記述からは、頼長が車中で『御覧』を「見」たにも関わらず、覚えられなかったことはわかるが、読み上げを伴っているか否かは不明である。

また、増田(一九三)は「「見」は、前記更級日記の「几帳のうちにうち臥して、引き出でつつ見る心地」などの「見る」とともに、黙読の可能性を示すように考えられるかも知れないが、「読」は勿論のこと「見」にも次のような用法がある」として次の用例を引く。

(二) 十一日 丙寅。自去八日、**読**『左伝序』。十反高了。**読**『正

**義**』卷第一、一反高。

二十五日 庚辰。見『礼記』。文々高誦。今日初見也。去々年一部見之。抄了。重又一部可見也。

〔『台記』 康治二年(二四三)七月十一日条、同二十五日条〕

そして、「これらの「高声」「高誦」は音誦したことを注記したのではなく、「高」い声で読んだことを注記したものである」として、「見」字に声が伴っていることを論じている。確かに、「高声」「高誦」は「高」い声で読み上げたことを意味するものではあるが、「見」字の様態を示したのではないと考えられる。

(一)の記述の後には、頼長がこれまで読んだ漢籍千三十巻の目録が記載されている。『増補史料大成』において、この記事以前の漢籍の学習に関する記事を探したところ、三十七日分の記事が見つかった。この内で、「見」字は五十六例あった(三)(四)。しかし、「高声」と共起する例は見つからなかった。

(三) 初見『毛詩正義』、依委見、不終一卷、

〔『台記』 康治元年(二四二)三月四月六日条〕

(四) 『正義』 卷第一 見了、文々案見問、不能早見、及四个日

〔『台記』 康治二年(二四三)閏二月四日条〕

これに対し、「誦」字は十一例の内、「高声」と共起したものが四例(二)(五)、「高誦」は(一)の一例、「誦合」が五例(六)である。

(五) 予又不審之所重校摺本、又本成佐所作之図、予重書入案事

予重次一反高声誦之、〔『台記』 康治二年(二四三)六月十三日条〕

(六) 『公羊抄』、誦合本書了、『十経』除易、論・孝、皆抄出、誦合了、

〔『台記』 康治元年(二四二)三月三十日条〕

漢籍を読むことには、多く「見」字が使用されているのに対して、「高声」と共起している場合には「誦」字が使用される。よって、(二)の「見」字も声を伴っていたと解釈すべきではなく、「誦」字の場合に声が伴っていたと考えるべきであろう。

#### 四・二、変体漢文における「誦」と「見」の対応

増田(二九三)の用例を検討することで、「見」字が読み上げを意味しないことを論じたが、実際には、「見」字が使用される場面において、静かであったことや、口を動かさず目だけを動かしていたことなどの記述が無い以上、速やかにそのように断言することは難しい。しかし、(二)において「誦『左伝序』」と「見『正義』」とで、「誦」字と「見」字が対応して使用されることから、仮名文学と同様に、「誦」字が読み上げを、「見」字が黙誦を意味している妥当性が高い。以下では、「誦」字と「見」字の対応が顕著な例として「誦合」における読み上げと黙誦とについて確認する。

文書を校合する「誦合」の際には、一人には「誦」字が、もう一人には「見」字が使用される。

(七) 史進去年解文并目錄管、硯置宰相座、余先見目錄、次大略

見解文・坪付等、乍管次第見下、更又逆上、余云、「可留皇太

后宮大夫前」、歴大弁之人被見、与弁誦合、仍更下、左大弁執筆書之、了納管逆

上、余見、了乍納合納解文・坪付、目錄・定文等、給史、

〔『小右記』 治安元年(二〇三)十二月九日条〕

(八) 有功過定、左宰相中将顯通、書定文、予与左大弁互且見合且

**読帳**、定了、〔中右記〕長治元年(二〇四)正月二十六日条)

文書を校合する際に、二人して黙読、或いは読み上げ合っていたとは考え難く、一人が文書を読み上げて、もう一人がそれを聞き、黙読で記載内容を確認していたと考えるべきである。

実際に、(九)では、大江匡衡が擬文を「読申」し、藤原実資が「披見<sup>注四</sup>」て奏文の記載内容を確認している。また、実資は匡衡が「読申」した擬文の「誤」を「読奏難」として列挙している。その中には、「伊勢連」の「連」字が無いことや、「路不給遺」の「給」字は「拾」字に直すべきこと、「丹後国朝集使掾」の「朝」字が無いことなど、視覚的な情報としての文字について記述している。このことから、読み上げによる聴覚情報と、黙読による視覚情報によって読合を行っていることがわかる。

(九) 仰外記令召輔、少甫匡衡取副擬文於笏、入宣仁門着座、余

**披擬文**、目匡衡朝臣、匡衡**読申**擬文多誤、問其由、匡衡敢無答

对、至無難注定字、至有難不注定、<sup>其難</sup>匡衡**読了**、取擬文退出

(中略)

読奏難、

<sup>口奏難</sup>

一、撰津国不注朝集使、二、伊勢国三重郡大領中臣伊勢常海、

「伊勢連」而無「連」字、(中略)五、丹波国天田郡断入文、

「路不給遺」、「給」字可作「拾」字、六、丹後国朝集使掾巨勢

臣懐節、「朝」字落、(後略)

〔小右記〕長徳二年(九六)十月十三日条)

以上をまとめると、平安・院政期における変体漢文においても

「読」字は読み上げを意味し、「見」字は黙読を意味するということになる。

## 五、平安・院政期における変体漢文の読み上げ

前節では、先行研究を踏まえながら、平安・院政期の変体漢文では「読」字が読み上げを、「見」字が黙読を意味していたことを確認した。このことを踏まえて、変体漢文が当時読み上げられていたか否かを、「読」字に着目して確認する。

平安・院政期の古記録における「読」字では、様々なものが読み上げの対象となっている<sup>注五</sup>。正格の漢文で表記されている資料としては、仏典や漢籍、漢詩などが、仮名文で表記されている資料としては和歌などが読み上げられている。そして、変体漢文で表記されているものについては、過状、勘文、下文、解文、申文、定文、日記等々、様々な資料が読み上げられていた。以下に例として勘文と解文との、読み上げられている記述と文書の実例を取り上げる。

(二〇) は受領功過定で勘文を読み上げている場面である。受領功過定は、任期が終る受領の在任中の成績を審査し、功過を判定するための会議である。「对御簾」とあるように、大弁が御簾(の内天皇)に向かって「読」んでいることから、勘文を読み上げていることがわかる。

(二〇) 当大丞座置円座一枚、是**読勘文**宰相座、垂御簾、于時召余、

賜諸道勘文、被仰云、「去年焼亡次、御内侍所神鏡損、可改铸

歟、令申其由、可左右定申」者、召左大弁行成朝臣令**誦勘文**、  
從御簾前着円座、賜勘文、大弁対御簾**誦之**、先紀伝、次明経、  
次明法、次陰陽道、**誦了**、書授余、着本座、余仰諸卿云、「道  
々勘申如此、定申」者、從下藤一々定申、

〔御堂関白記〕寛弘三年（一〇〇六）七月三日条）

勘文とは、諸事に対して先例や故実などを勘え調べて上申する  
文書であり、勘文の書式は、「勘申く事」という事書で書き始まり、  
事実書を「勘申如件」で結ぶものである（一一）。

（一一）勘申散位源朝臣為文。民部大輔同方理。伊豫守佐伯朝臣公

行妻。及方理朝臣妻。僧圓能等罪名事

〔高階光七〕

右主税頭兼大外記播磨権介滋野朝臣善言仰稱。「大納言兼皇太  
子傳藤原朝臣道綱宣。奉レ勅。散位源朝臣為文。民部大輔源  
朝臣方理。伊予守佐伯朝臣公行妻。及方理朝臣妻等。奉レ令僧  
下二圓能一咒二、咀皇后一。并厭中、魅敦成親王。左大臣上也。伴等人  
所当罪名。宜レ令下二明法博士一勘申上」者。今年二月五日勘二問  
僧圓能等一日記云。（中略）仍法條所指。勘申如件。

寛弘六年二月八日 從五位上守大判事兼明法博士美

麻那朝臣直節

從五位上行勘解由次官兼明法博

士令宗朝臣允正

（『政治要略』「礼彈雜事 蠱毒厭魅及巫現」）

次に、（一二）は太政官における陣定において解文を読み上げて  
いる場面である。勘文二通などは「披見」しているのに対して、一度

は「見」て内容を確認した解状（解文）を上卿の命によって「下官」  
（藤原宗忠）が「誦上」げている。

（一二）藏人弁為降下賀茂社**解状**、一々**見之**、下官依上卿命**誦上**、  
状云、「去夜丑尅從経藏失火出来、余炎及仮殿、次及宝殿、仍  
奉取出正体、寅尅奉渡貴布禰新宮、又新件宮正体又奉移他之保  
久良了、仍宝殿・仮殿・経藏三字焼亡了」、件間事等令諸卿定  
申、**官・外記勘文**二通被副下、**披見**之处、天曆之比下御社幣殿  
焼亡、此外全無本社烧亡事、引他社例勘申也、

〔中右記〕嘉承元年（一〇六）四月十三日条）

解文とは「下級の者が上申する際に用いた文書」であり、「某  
解 申……事」という事書で始め、つづく事実書の末尾を「以解」  
でくくり、改行して年月日、上申者官位姓名を記すという基本形<sup>注</sup>  
六を備えている（一三）。

（一三）僧源心解 申請 法務御房（経範） 政所裁事

請被殊蒙 鴻恩裁許、為珍皇寺别当以非道押妨私堂舎敷地

一戸愁状、

副進 所司証判案一通

右、源心謹検案内、件敷地者、以去永長元年十二月廿三日、申  
醍醐法務御房（定賢）、為遂宿願所建此堂也、随即珍皇寺前别  
当慶心相伴分給了、（中略）望申 恩裁、且被改点他所、且被  
裁免我敷地者、将土木功畢、更遂我宿願矣、仍勒事状、以解、  
康和三年八月廿七日 僧「源心」

〔平安遺文〕一四四七番「僧源心解」

これらの例によっても、変体漢文が読み上げられていたことがわかる。そして、このことによつて、平安・院政期の変体漢文は何かしらのヨミを有していたことが推測できる。

## 六、変体漢文のヨミについて

前節では、平安・院政期の変体漢文が読み上げられているということから、読み上げられる際に頭在化する何らかのヨミを変体漢文が有していたことを推測した。しかしながら、「読」字に着目して調査しても、なお、読み上げられた変体漢文の字句やそのヨミそのものに関する記述を見つけないことは困難である。

以下に、僅かに見つけられた、漢字を読み上げた例と変体漢文を読み上げた例を手掛かりとして、また、変体漢文内の儀式内発話と表記の違いから、変体漢文のヨミについて考察を加えていく。

### 六・一、漢字のヨミの誤り―弓場始の札―

まず、単字ではあるが、漢字のヨミが問題となっている例として、「弓場始」（「射場始」）の「札」を取り上げる。年中行事である「弓場始」では、競射に先立って、射手を前後に分け、その人名を書いた「札」を読み上げる。その「札」の「前」字と「後」字のヨミについて問題としている記述が散見される。

まず、札の例が『朝野群載』巻五「朝儀下」と『北山抄』巻九「羽林要抄」とに載る。これらによると左図のような書式であったこと

がわかる。この上部にある「前」字と「後」字が問題となっている。

#### 【図 弓場始の札の書式】

前	「人物」 <small>結</small> （以下数名）	「人物」（以下数名）
	「回数」度 募「物名」 念人	
後	「人物」 <small>果結</small> （以下数名）	「人物」（以下数名）

（一四）では、「不読「前方」」とあるように、「前」字を「前の方」と読み上げなかったことが注記されていると考えられる。

（二四）次右大臣召所掌名、右近少、符信輔、執副弓於硯・簡、居上卿前、書別前後、畢經天覽如例、此間失、儀甚多、帰居本所、次第**読之**、不読「前」、之甚也、右府所示仰也次着的付座、記申不如例、此間令居公卿衝重、侍臣等

益之、居飯、一番、義懐・公季、二番、道兼・中清、三番、長能・信義、四番、時中・公任、五度了、前勝、的付執副簡・硯等帰入、

（『小右記』永観二年（九八四）十月二十四日条）

このように文字を読み上げなかったことを問題とする例がある。一方、読み上げる際のヨミを問題とする例もある。

札の「前」字と「後」字のヨミについて『北山抄』巻九「羽林要抄」では「前乃方某々、後某々、或説後方云々」と「方」字の補読について注記する。また、勘物注七にはヨミの諸説が引かれている。

「まへのかた、しりへ」（「前乃方後へと**読**由人々所申也」）、「まへのかた、しりへのかた」（「前乃方後乃方と同様ニ可**読**」、「前乃方後シリへの方と可**読**也」）、「まへ、しりへ」（「只前後と可**読**也」）



などの説を載せる。更には、「後方ウシロノ方と読、満座解頤」と、「後」字を「しりへ」ではなく、「うしろ」とヨミを誤ったことによつて、周囲が笑つたこと（「解頤」）などが記されている。

勿論、これは年中行事の「弓場始」という儀式内においてのことであつて、漢字のヨミというよりも、定型的な日本語文の発話といふべきなので、漢字のヨミの問題として扱ふべきではないかもしれない。加えて言えば、これは文章ではなく、漢字一字を問題とした例であつて、変体漢文を問題とした例とすることはできない。

しかしながら、「後」字のヨミを、「しりへ」と「うしろ」とで誤っていることから、表記された漢字から、期待されるヨミへの復元を当時の貴族も直ちにはできなかったことがわかる。加えて、『北山抄』では仮名を交えてこのことを説明していることから、漢字のヨミを明示するためには、仮名を使用しなければならなかつたことが推測される。

### 六・二、貴族が重視していたもの―儀式内発話―

先の弓場始の札の例を鑑みると、漢字のヨミを誤ること（というよりは、むしろ先例とは異なることかもしれないが）は、周囲から嘲笑されることであつたことがわかる。そうであれば当然、漢字や変体漢文などのヨミについて言及した記述の存することが期待できる。なぜなら、先例や故実などを尊重し、それを自己の備忘のため、或いは、子孫を中心とした後進のために記録するのが古記録の資料としての目的の一つであるからである。

実際に、古記録内には、先例や故実などの記述や、儀式・政務の次第・作法・発話などの記述が多く見付かる。（一五）では「先例」と照らし合わせており、（一六）では、儀式内発話として再現すべきヨミを明記すると共に読み上げ方（「二音」）も記している。

（二五）召左衛門督例行大納言女位記事、皇太弟室也、檢先例、（藤原頼忠）（五位上）未有事也、然而御心愛盛所叙也、

（二六）暫仰云、「内豎」、（時通）進立、仰云、「式乃省・兵乃省召せ、」（『貞信公記』天慶八年（九五）一月九日条）

内豎称唯退出、

（『後二條師通紀』寛治五年（〇九）一月七日条）

また、儀式・政務の次第・作法・発話などが誤っている場合には、「違例」「失誤」「非例」などのように明確に誤りであることを明記したり、「咲」や「解頤」などのように周囲の人物が嘲笑していることを記したりする。（一七）では「違例」を列挙しており、（一八）では、諸卿が誤っていると勘違いして笑つたり怪訝そうにしたりにしているのに対して、「古例」と照らし合わせている。

（二七）今日違例五、一、以殿上と達部不念人事、二、前後奏、方人進奉大臣事、（前例前後念人親王若上達部各、一人、出班皮取奏、進奏之）

（『九曆』承平六年（九三六）十二月十六日条）

（二八）御覽了之後、大臣云、「ヨシ」者、満座属目、或咲或奇、（尋見古、有此詞、不可咲、近代召仰罷入也、）（『小右記』長徳二年（九六）七月二十九日条）

これらの例は、当時の貴族にとって重視されていたことであるからこそ記述されていると考えられる。しかしながら、漢字や変体

漢文の読み上げやヨミに関する記述は先の札の例と後述する事書の例を除くとほとんど見つからない<sup>注八</sup>。

漢字や変体漢文のヨミが明記されないのに対して、儀式内発話については、先の(一六)と(一八)を含め、ヨミを明示する例が多く存する。(一九)は、年中行事である「駒牽」において動詞「乗る」の命令形を「のれ」と発音すべきところを、「のり」と誤って発音していることを、(二〇)は、「少納言」の和名である「すな

いものもうし」を「すしいものもうし」と誤ったことを、それぞれ仮名を交えて表記することによって明示している。

(一九) 又令乗馬詞云、「乗」者、可云「乗」、失誤也

(二〇) 大臣召少納言、訓召也、但非例、召訓読「寸之伊物申」者、卿相含喚而已。

(『小右記』長和五年(一〇二六)一月二十五日条)

以上のように、古記録においては、儀式内発話に関する記述ではヨミを明示する例が多く見られる。しかし、誤りを指摘する場合も含めて、漢字や変体漢文のヨミを明示する記述は非常に少ない。このことを勘案すると、儀式内発話においては、その再現のためのヨミが重視されるが、それ以外の場合において、漢字や変体漢文のヨミは重視されていなかったのだと考えられる。

また、そのようにして、書き手が儀式内発話などでヨミを重視して明示したい時に、仮名が交えられていると考えられる。先の札の例も漢字のヨミとしてではなく、儀式内発話を重視するという意識から、仮名を交えることによってヨミを明示したものだと考え

られよう。

### 六・三、変体漢文と儀式内発話の比較

#### ―不堪佃田奏の定文の事書と結詞―

先に述べた変体漢文のヨミと儀式内発話との相違について、比較することができる貴重な例がある。以下に挙げる年中行事である「不堪佃田奏」に関するものである。ここでは、読み上げられた変体漢文の字句が明示されているのみならず、単字や単語ではなく、文が読み上げられている。加えて、「不堪佃田奏」は多くの資料で確認できるため、実態が把握しやすい。

まず、「不堪佃田奏」についての辞書記述を『日本国史大辞典』から一部省略して引用する。

(二一) 不堪佃田奏(ふかんでんでんそう)

平安時代の年中行事の一つで、毎年九月七日に行われた。(中略)『西宮記』にみえる不堪佃田奏は次のような次第である。

まず、八月三十日以前に諸国司より坪付帳が弁官のもとに届けられ、九月一日には大弁に、五日には一の大臣に上申される。これにより九月七日には申請に基づく不堪佃田の坪付の文が奏される。これが狭義での不堪佃田奏で、のちに荒奏(あらそう)といわれるものである。しかしこの奏聞が終了後、大臣以下の議定が行われる。それは坪付帳のほかに弁官などで用意された勘文をもとに処置を定める。この勘文には当年の不堪佃田数のほか、前年あるいは官符奏定年以降の年々の田数との比較や開

発田数との差なども併記されていたらしい。こうした勘文などによってそれぞれの国ごとに遣使の有無や解文の返却などの具体的な対策を定めた定文が決められ、奏上される。これを和奏（にぎそう）という。このころにはすでに年を越しているらしい。（以下略）

『国史大辞典』「不堪佃田奏」項

これによると、不堪佃田奏は大きく分けて荒奏と和奏とがあること、勘文などを元に定文が作成されることなどがわかる。

(二二二) (二二四) は和奏の前の議定の場面である。(二二二)と(二二三)では、「予（藤原宗忠）」が「目録」や「黄勘文」を「読上」て、左右の大弁が「定文」を「書」いている。(二二四)には「読」字が無いが、「上卿」の発言を大弁が筆録して「定文」を作成している。いずれの場合にも「云」字と「曰」字によって、読み上げられた字句が記されている。

(二二二) 大臣召史、不堪文書可進之由仰下、史入文書於管進之、次史一人以硯管置大辨座前、定文体書折紙入此管、左大臣引拔目録見之被下、予起座進寄、指笏取管帰本座、拔笏置之左方、引拔目録見之及黄勘文、如本指加伝中納言中将、次給左大弁、見之又返上、次第取上、予留文書窺気色、大臣有掛気、予引拔目録読上、其詞云「諸国言上、当年不堪佃田事、伊賀」許也、左大弁書定文、次第見上、

『中右記』永久二年(二二四)十二月二十四日

(二三三) 右大弁帰出、以史令進文書、管入、当年不堪十通、指黄勘文・目録也、大臣拔目録披見、召上右大弁於座上、宰相座末也、次一々見下、只引拔黄勘文見之、召硯管、置参議座前、又次第返上、予留文

書管気色、右府被許、予引拔目録・黄勘文、暫入目録於管、披黄勘文読上云、「諸国言上当年不堪佃田事、伊賀」と許読上也、右大弁書之、其後見折紙、卅五个国書了、次第見上、予披見加入管、不指加、又兼懸紙、礼紙、乍入管返上大臣、大臣見定文、召史返給管、

『中右記』大治五年(二三〇)十二月二十八日条

(二二四) 大臣以下見下文書 至最末参議返上、至経大弁納言前留之、依上卿気色也、納言繆文書、見定令大弁書之、大弁卷紙染筆、上卿曰、「諸国申当年不堪佃田事」、書畢又曰「伊賀」、書畢以後大弁任史所書上之書々畢、見定卅五箇国次第書上之、大弁納言見畢加文書進大臣、々々見畢加文返史、大弁以定文案挿着懐中、次撤硯、畢公卿退出、

『江家次第』卷第九「不堪定」

このようにして作成された不堪佃田奏の和奏に用いられる定文の書式の例が『西宮記』に載る(二二五)。儀式の記述と『西宮記』の文例を見比べる注九と、若干の異なりがあるが、定文の内の事書と最初の国名とを読み上げていたことがわかる。また、大弁は、「見折紙」(二三三)、「見定卅五箇国」(二二四)と「見」字があるように、読み上げられた字句以下の残りの部分を史が用意した文書を黙読することによって作成していたことがわかる。

(二二五) 定文体

諸国言上去年不堪佃田、

某国 某国 某国

已上三箇国、停遣使、可免三分二、謂直免国也

(後略) 『西宮記』卷五「不堪田 諸国言上損不堪佃田事」

これらは、読み上げられた変体漢文が明記されているものとして希少な例である。しかし、注記も無く、漢字のみで表記されているため、音読と訓読との別もわからず、ヨミはわからない。

これに対して、多くの古記録に記事が残る不堪佃田奏は、儀式内発話についての用例も得られる。

和奏は三度行われ、それぞれに決まった文言を「結ね申す<sup>注一〇</sup>」ことになっており、その最初の和奏の結詞は「〇〇の申せる当れる年に佃るに堪へざる田（の坪付の文）言い上ぐと申せる事」、二度目は「くかく勘へ申せり」、三度目は「く（上達部）かく定め申せり」であったことがわかる。（二六）は三度全ての結詞、（二七）は最初の結詞、（二八）と（二九）は三度目の結詞である。

（二六）不堪解文、初度結申云、「其国々申、当年不堪佃田言上申事」、奏報云、「年来言上数勘申」、第二度、「其国々申、当年不堪佃田加久勘申利」、奏報云、「令諸卿定申与」、第三度、「其国々申、当年不堪佃田加久定申利」、奏報、「依諸卿定申行」、  
 『北山抄』卷第三「官奏事」<sup>注一一</sup>

（二七）不堪田結詞  
 某国申<sup>アタル</sup>。当年不堪<sup>タヘ</sup>作<sup>ツクリニ</sup>田ノ坪付<sup>ノ</sup>乃文。申上<sup>アク</sup>止申<sup>セル</sup>骨<sup>ゴト</sup>。

（『朝野群載』卷六「太政官」<sup>注一二</sup>）

（二八）内覧儀又同先度、但解上結紙撚、展懸紙押文於右方、先因解結緒、拔取黄勘文、開定文端、結申云、「国々<sup>乃</sup>申<sup>世留</sup>当<sup>礼留</sup>年<sup>作</sup>不堪<sup>ル</sup>田<sup>乃</sup>坪付<sup>乃</sup>文<sup>む</sup>上達部<sup>かく</sup>定申<sup>せり</sup>」結り、

（『永昌記』嘉承元年（二〇六）十二月廿九日<sup>注一三</sup>）

（二九）置文於座前、刷衣袖解結緒引展、次展懸紙、引四方如常、

<sup>結緒在</sup>紙下、次以右手推遣文於右方、先拔取定文、於右腋開見之、少右傾見之、押合推廻胸前開之結申云、「諸国申<sup>セル</sup>当<sup>レル</sup>年<sup>ニ</sup>不堪<sup>ル</sup>

田ノ坪付ノ帳ソム（筆写注：「フム」か）上達部<sup>かく</sup>定申<sup>せり</sup>」、推合、更頗開合眼、殿下令目給、下官更推合稱唯、<sup>々々非高声、又不微声、</sup>唯声欲了間、

奏文如本差加置懸紙左方、

（『兵範記』仁安二年（二六七）十二月廿四日<sup>注一四</sup>）

これらの結詞と見比べれば、定文の「諸国言上当年不堪佃田事」という事書が「諸国の当れる年<sup>あ</sup>に佃<sup>つ</sup>るに堪<sup>た</sup>へざる田<sup>た</sup>、言<sup>い</sup>ひ上<sup>あ</sup>ぐ事<sup>こと</sup>」とヨマれていた可能性が考えられる。しかしながら、実際には、定文の事書は仮名も交えられず、ヨミについて記述も無い。当時の貴族が、儀式内発話と同様に変体漢文である事書のヨミについても重視していたのであれば、結詞の表記のように、定文の事書を読み上げた記述にも仮名を交えてヨミを明示してもよいはずである。だが、実際は、両方とも変体漢文中に出現するものでありながら、事書の場合には仮名を交えず、反対に、儀式内発話である結詞には仮名を交えることでヨミを明示している。

このことから、当時の変体漢文の書き手は、儀式内発話程には変体漢文のヨミを重視していなかったのだと考えられる。

## 七、まとめ

以上述べてきたことをまとめる。先行研究で指摘されている平

安時代の仮名文学作品と同様に、平安・院政期の変体漢文の「読」字は読み上げを、「見」字は黙読を意味していることを明らかにした。そして、解文と勘文とを例にとつて、変体漢文は黙読されるだけではなく、読み上げられたことを確認した。変体漢文が読み上げられていたということは、漢字によって表記された変体漢文から読み手が何らかのヨミを以て日本語文を復元していたことを裏付ける。しかしながら、実際のヨミについて言及した例は少ない。僅かに弓場始の札の「後」字の例を以て、当時の貴族が漢字から、正しいヨミを復元できないこと、正しいヨミを明示する場合には、仮名を交える必要があったことがわかる。そして、不堪佃田奏の定文の事書と結詞とを比較することによって、変体漢文のヨミが儀式内発話よりも重視されていなかったと論じた。

変体漢文のヨミが重視されていなかったことや、ヨミを重視された際に仮名を交えていたことなどを踏まえると、変体漢文という表記体は、そのヨミの完全な復元を目的とされていなかった可能性が高い。もしもヨミの完全な復元が期待されていたのであれば、ヨミやヨミ誤りについての記述が多く見つかるであろうし、儀式内発話の記録や誤りの指摘にも仮名を交える必要がなかったであろう。変体漢文のヨミに関する記述が「無い」ということを理由に断定するのは慎重を期すべきであるが、儀式内発話に比して明らかにヨミについて記述が少ないことから、全く妥当性が無い結論ではないと考える。

そして、これらのことから、変体漢文の書き手からすると、復元

すべき日本語文のヨミを明示して書き留める意識も、読み手に変体漢文から完全なヨミを復元させる意識も薄かったと考えられる。だからこそ、その書き手が、儀式内発話などについて完全なヨミを明示しようとした際には、変体漢文に仮名を交えていた、ということが言えよう。

本稿としては、変体漢文の読み上げという観点から、変体漢文は完全なかたちではヨメない、或いは、そもそもとして完全なかたちでヨマセようとしていないだろうという結論に至った。

しかし、筆者は「定訓」や漢字と和語の対応を否定するものではないし、変体漢文の背後に日本語文があるということを否定するものではないことを断っておく。日本語文を背後にして、定訓等を利用して表記された変体漢文が、その書き手が背後にした日本語文への、或いは社会の構成員全員が一致させることができる日本語文への完全な復元性を求められていないということである。

また、本稿は、平安・院政期における古記録や古文書といった実用的な資料についてのみ、結論付けたものである。漢文の訓読方法が異なっていた上代や、中世以降の候文などについても同様の論が成り立つか否かは今後の研究を待つこととする。

## 七、使用テキスト

・黒板勝美編輯『新装版 國史大系』吉川弘文館

（『政事要略』『朝野群載』）

- ・故實叢書編集部編『改訂増補 故實叢書』明治圖書出版
- （『内裏儀式 内裏儀式疑義弁 内裏式 儀式 北山抄』『西宮記』『江家次第』）
- ・小峯和明校注（一九九九）『今昔物語集二』（『新 日本古典文学大系三』）岩波書店
- ・増補史料大成刊行会編『増補史料大成』臨川書店
- （『水左記 永昌記』『兵範記』『台記』『台記別記 字槐記抄』）
- ・竹内理三（一九四一―一九八〇）『平安遺文』（新訂版）東京堂出版
- ・東京大学史料編纂所編『大日本古記録』岩波書店
- （『貞信公記』『九曆』『小右記』『御堂関白記』『後二条師通記』『殿曆』『中右記』）
- ・前田育徳会尊経閣文库編（一九五二―一九九六）『北山抄』（尊経閣善本影印集成七・一九）八木書店
- ・陽明文庫編（一九六六―一九八七）『人車記』（陽明叢書十三・一六 記録文書篇 第五輯）思文閣出版

## 八、参考文献

- ・神谷かをる（一九九三）「平安時代言語生活からみた歌と物語」『仮名文学の文章史的研究』和泉書院（初出一九七六）
- ・亀井孝（一九五七）「古事記は よめるか 散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題」下中彌三郎『古事記大成 第三卷 言語文字篇』平凡社
- ・小松英雄（二〇〇〇）『日本語書記史原論 補訂版』笠間書院
- ・田中草大（二〇一九）『平安時代における変体漢文の研究』勉誠出版

- ・橋元良明（一九八）「音読と黙読」『言語』二七・二大修館書店
- ・橋元良明（二〇〇四）「日本人における黙読と音読」『現代の図書館』四三・二日本図書館協会
- ・船城俊太郎（二〇二二）『院政時代文章様式史論考』勉誠出版
- ・増田繁夫（一九九二）「物語音読論の行方」『日本文学』（日本文学協会）三五
- ・峰岸明（一九九六）『平安時代古記録の國語學的研究』東京大学出版會
- ・宮島達夫（一九九六）「黙読の一般化」『京都橘女子大学研究紀要』三三
- ・小林芳規（一九九二）「古事記訓読について」青木和夫・石母田正・小林芳規・佐伯有清『日本思想大系 1 古事記』岩波書店

## 九、使用 Web ページ

- ・東京大学史料編纂所「史料編纂所データベース」（最終閲覧二〇二一年七月二四日）<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>
- ・八代國治・早川純三郎・井野邊茂雄編纂（一九七九―一九九七）『国史大辞典』吉川弘文館（株式会社ネットアドバンス「JapanKnowledge Lib 国史大辞典 WEB」）（最終閲覧二〇二一年七月二四日）<https://japanknowledge.com/library/>

## 注

- （一）「変体漢文」という用語は、研究者によって定義が揺れている。本稿では、田中（二〇一九）の整理に倣って、（一）日本語文を表記したものであること、（二）多少なりとも中国語文の

体裁を取っていること、(三)日本語的要素(和習)を含むこと、の三点を以て、表記体の称として、変体漢文とする。この三点は定義としては、比較的緩いものである。しかしそれが故に、資料の性格を一にしながら、幅の広い様相を呈す古記録や古文書の表記を、一括して扱うことができるのでこれを用いる。

(二) 読み手が変体漢文から復元する日本語文が、変体漢文の背後にある書き手の想定した日本語文と一致するのであれば、完全にヨメることになる。反対に、読み手の復元した日本語文に差異があり、書き手の想定する日本語文と一致しないのであれば、完全にはヨメないということになる。用例中の読む行為を示す箇所を、**ゴシック体の太字**で示し、読み上げた言葉の部分には二重傍線を付した。読む対象となる資料などを**枠**で囲った。また、論として取り上げている箇所には傍線を付した。なお、本文は、読解の便の為、引用や会話文の表示に鉤括弧「」を用い、書名には二重鉤括弧『』を用いるとともに、旧字、異体字は通行の字体に改め、底本の欠字や誤字などに対する校合案、訂正案等を鑑みて訂正している。

(三) 用例中では「披」字のみで「見」字はないが、「披見」(「開見」という語は複数文献で確認できる。用例の直前にも「余少許披見」文雅出筥、濟政進取読奏」という文がある。調査には東京大学史料編纂所が公開する「古記録フルテキストデータベース」を利用した。その内の対象とした資料は平安・院政期までの資料である『九曆』『貞信公記』『小右記』『御堂関白記』『中右記』『後二條師通紀』『殿曆』である。『国史大辞典』『解状一項。なお『国史大辞典』の閲覧には Janknowledge Lib「国史大辞典 WEB」を利用した。

(四) 『改訂増補 故実叢書』は近世の版本である丹鶴叢書本を底本としているが、永正十七年(五二〇)の奥書を持つ尊経閣文庫所蔵の永正本が同様の勘物を載せる。儀式内における変体漢文の読み上げについて記述したものに、以下のような記述がある。

(五) 又右兵衛督公信**読**勘解由勘文「毎事不便、万人解頤云と、次公信**読**大和勘文、太如泥、諸卿含咲、藤原公信が勘文を「読」むことが「不便」、**「如泥」**であると記述されている。しかし、それがヨミについてのものであるか、声の調子などについてのものであるか、公信自

身の仕草の問題であるか、不明である。ヨミについて明記されているわけではないので、今はこれらを除外する。また、変体漢文のヨミに關係すると思われるものに、省名を読み上げたものがある。次の例は各省からの申文の結政をしている場面であるが、申文から「たみのつかさ」と読み上げている。

右大史成忠申文、**読**申詞云、「民乃省サ申」、古文書などにおいて「民省」や「民司」、「民部司」などは表記せず、「民部省」「民部」と表記するのが一般的である。よって、「民部省」という表記を「たみのつかさ」とヨンでいた可能性が考えられる。しかし、これに対応する申文の例が確認できていないため、そもそもこの用例が「民部省」という表記に対応しているか否か判断できない。今後の課題としたい。

(九) 用例(二二)〜(二四)では「当年」であるのに対して、(二五)では「去年」となっている。『国史大辞典』の説明にもあるが、和奏が年を越す場合には「去年」としていたらしい。(二〇)「かたなし」とはまとめるという意味の「結(かた)ね成す」という動詞の名詞化したものという。結(かた)ねるとは、文書をひろげて読み上げ、これを元の形に戻す行為をいい、決裁を確認する意味を持つと思われる、その文書を読み上げるには結詞(かたねことば)という一定の方式がある(『国史大辞典』『結政一項)。結詞は、日記や故実書等に散見される他、文例集である『朝野群載』に「不堪田結詞」も含め九例載っている。

(一) 底本は近世の版本であるが(注七)、平安時代を下らざる古写本である尊経閣文庫所蔵の卷子本(甲・乙・丙)に同様の記述がある。しかし、卷子本のいづれにも傍書された振り仮名・送り仮名は無い。

(二) 『新訂増補 国史大系』が底本とする神宮文庫所蔵旧林崎文庫本は「天保十二年山河真清が伴信友の校訂本を書写し、次で真清が朱筆を以て更に校訂を加へしもの」(同書「凡例」)である。傍書された振り仮名と返り点を有しない写本もあるため、これらは真清が付したものである。

(三) 『増補 史料大成』は新写本である宮内庁書陵部所蔵九条家本を底本としている。

(四) 『陽明叢書』の「解説」に拠れば、『増補 史料大成』が底本とする陽明文庫本の仁安二年冬の巻は十二月の記事を欠くため、この部分は流布本で補われている。

## Abstract

### A study of the reconstructed Japanese sentence from *Hentai Kanbun* From a sociolinguistic point of view

KATO, Shuta

**Keywords:** Writing Style, Sociolinguistic, Hentai Kanbun, Read aloud, Read silently, Heian period,

The aim of this study was to consider the question of whether the *Hentai Kanbun* (変体漢文) can be reconstructed to a specific Japanese sentence or not. Many researchers argue this question in terms of a linguistic features of *Hentai Kanbun*, but I'm examined this question from a sociolinguistic point of view. Only one way of how to read can be determined when a sentence of a *Hentai Kanbun* is read aloud, but it can't when it's read silently.

I illustrated that character “読” means reading aloud and character “見” means reading silently, which previous researches indicated in *Kana* text, in *Hentai Kanbun* in the *Heian* and *Insei* period with examples of collation (読合). Also, I illustrated that *Hentai Kanbun* can be read aloud with examples of *Gebumi* (解文) and *Kanmon* (勘文). However, the texts having the actual reconstructed Japanese sentence or mentioning about the reconstruction are rare.

The texts about character “後” in *Fuda* “札” in *Yubahajime / Ibahajime*(弓場始・射場始) represent that aristocrats could not completely reconstruct the intended Japanese sentence from Kanji. Furthermore, the comparison *Kotogaki* (事書) and *Katamekotoba* (結詞) in *Sadamebumi* (定文) of *Fukandendensou* (不堪佃田奏) indicates that writers must use not only *Kanji* but also *Kana* in *Hentai Kanbun* when they want to specify the intended Japanese sentence. In addition, even though there are texts what indicating errors in utterance and form of ritual, I could not find texts indicating errors in how to read aloud *Hentai Kanbun*. This means that aristocrats did not expect others to reconstruct a specific Japanese sentence from *Hentai Kanbun*.

I concluded that the *Hentai Kanbun* cannot completely be reconstructed to a specific Japanese sentence in terms of sociolinguistics. Conversely, writers mixed *Kana* with *Hentai Kanbun* when they want readers to reconstruct the intended Japanese sentence.